

関係者のみなさまへ

新聞報道に際してのお詫び

昨日、別添のように読売新聞朝刊多摩版で、本日は朝日新聞朝刊多摩版、東京新聞朝刊東京版に、本年6月12日に上川病院で起こった介護職員Aを加害者とする虐待事件が報道されました。虐待事件を起こしたこと、虐待を行った介護職員に対する重い管理責任があるということについて私はまことに遺憾に思っています。ご利用者、ご家族はもちろんのこと、高齢者医療・介護関係者のみなさま、これまで私とともに身体拘束廃止運動やその立法化の運動に携わって下さっているみなさまにはこの場を借りて深くお詫び申し上げます。

まずここにみなさまに今般の虐待事件の概要ならびにその処置をご報告申し上げます。

事件は、当院の介護職員20代の女性A（本年1月採用）が、6月12日夜間勤務中の深夜、1時10分、患者Hさん（80代女性）の左ほほを2回殴り、全治3週間のけがを負わせたというものです。発見は翌日6月13日、午後3時30分、看護師がうっすらとした内出血が左ほほにあるのに気づき上司に報告しました。虚弱である高齢者の場合皮膚の剥離や内出血は生じやすく、それはケアの動作中にも生じえますが、上司は自分では動けないHさんには不自然な内出血であると判断しました。幸いにもHさんの居室にはモニターが設置されていたため、その録画を14日午前中に確認したところ、AがHさんを叩く様子が映っていたため同日午後Aを呼び出し事情を聴取したところ、自分の行為であることを認めました。ただちにHさんのご家族に対して謝罪を行うとともに、翌日6月15日に高齢者虐待防止法に基づき八王子市に通報を行いました。また、自宅待機処分としたAに内容証明を送り6月24日に正式に懲戒解雇処分としました。当院の倫理規程上、虐待を行った者は懲戒解雇処分に付すとともに刑事告発をするとなっております。その旨もAには伝えましたが、しかし、Aにも将来があり、また、虐待は到底許されないことではありますがAの個人的諸事情を上司たちも聞いていたため、なんとかAからもご利用者、ご家族に対して真摯にお詫びをさせ懲戒解雇処分のみに留めようと2度ほどAにお詫びのことばを持ってくるよう伝えました。しかし2回とも約束した期日を土壇場でキャンセルされ、最後の6月20日にはAが両親とともにやってきて自分の虐待を認めた発言を撤回し虐待行為を完全に否認したため、止むを得ず規程どおり6月23日刑事告発処分に踏み切りました。この点は今もって残念です。

6月27日、関係幹部職員の減棒処分を決定し、6月30日当院をご利用中の全ご家族に虐待事件の概要と謝罪、その処置について記した手紙を差し上げました。

7月に入り、7日と12日の2度八王子市による立ち入り調査を受け、8月10日八王子市からAの殴打行為という身体的虐待があったこと、他の虐待は認められなかったという通知を受け取りました。

以上が概要と処分等の経過です。

今回の報道のきっかけは、読売新聞の八王子支局の記者が9月8日、都内の有料老人ホームが内部告発された虐待事件をきっかけに、八王子市役所に市内での虐待事例はないかと取材したところ当院の虐待事例の情報を得て取材に来たものです。実は、同じ読

売新聞の立川支局の記者からはその有料老人ホームの虐待について考えを聞かせてほしいという申し入れを受けており、9月12日に取材を受ける予約を入れました。私の頭の中では11月の全国抑制廃止研究会大阪大会で当院での虐待事件の話をするつもりでしたので2ヶ月前倒しになるけれども当院の虐待事件にも触れながら話をする腹づもりではおりました。それで八王子支局の記者の案件は病院名を出さない匿名での報道も可能でありましたが、私は病院名を公表することを選択しました。

虐待事件を発生させたことはどう考えても失態であり恥ずかしいことです。新聞報道で病院名を公表されることはさらに恥ずかしく、また関係者のみなさまにも多大なご迷惑をおかけするとも考え悩みもしました。ただ、身体拘束の管理をしていく上で今までも難しい思いをすることはありましたが、今回職員による殴打、虐待という経験をしてみて、人はそれぞれであり虐待防止もこれもまた難しい側面があるものであるという思いを強く抱きました。虐待防止についてはそれなりに研修や教育体制は行っているつもりではありますが、それだけでは不足であることが今度の事件を通してはっきりわかりました。身体拘束廃止に関しては今でもそれなりに先を駆けているだろうという自信はまだありますが、虐待防止という点ではやはり、謙虚に受け止め一から出直しすべきだと考えました。今回、そういう思いで実名が出ることもそれなりには意義があると考え踏み切った次第です。

それから、この事件の被害者である利用者Hさんの内出血については虐待事件発生直後、看護師が発見する前にご家族が面会をされましたが、それでも気が付かなかったほど当初はうっすらとしたものでした。おそらく単なるケア上のアクシデントとして片付けることも十分に可能なものであったとは思いますが、また、加害者Aも一旦は「記憶にはないが自分がやったことに間違いはない」という自分の虐待を認める発言を行っており、自己都合による退職届も提出してきました。これまた、そのまま自己都合退職を認め虐待事件をなかったことにすることは十分に可能であったとも思います。しかし、もし私たちがそのような対応をすれば、自分で声を上げられず、訴えることのできない患者のHさんは、殴られ泣き寝入りになってしまいます。私たちがこれまで行ってきた身体拘束廃止運動の理念と真っ向から反する行為となってしまいます。逃げ道はあるにはありましたが、正面から高齢者虐待防止法に基づく通報を行い処分を受ける道を選択しました。その結果として新聞報道の取材がきたのでそれは潔く受けようという思いもありました。高齢者虐待防止法の通報を行うことは職員も緊張し、再発防止にはプラスになることを実感しています。

今般の実名報道はこのような顛末であります。みなさまにはお騒がせをし、また、多大な影響とご迷惑をおかけし申し訳ありません。

平成23年9月10日

上川病院
理事長 吉岡 充